

はっとり誠 活動通信

福祉と防災

第9号 2024年7月発行

31の地域活動、日々お寄せいただく様々な相談の対応と
あわせ、地域課題の解決のため、調査研究を重ねています。

市議会議員3年目がスタート

市議会議員になって3年目となりました。今年は、池子米軍住宅の検討を中心に行う「基地対策特別委員会」で副委員長を拝命しました。また新たに福祉・教育部門の検討を行う「教育民生常任委員会」の委員となり、専門の福祉分野を中心に議論を行っています。

大切にしたい地域の福祉

この4月から多くの福祉の法律が施行となり、様々な方が認め合い支えあう「共に助け合う共生社会の実現」が進められています。

現在、「認知症の方も来やすいオレンジカフェ」「障がいのある方や高齢の方の生きがいと健康づくりの場」「聴覚障がいの理解と手話言語理解の促進」「歩いて行けるふれあいサロン」などに関わり、地域の福祉力向上に注力しています。



あなたの声を
お寄せください。

■メール
info@hattorimakoto.com

■電話
080-5095-5763

日々の活動報告 SNSで更新中



←Instagram
↓note



MAKOTOHATTORI.ZUSHI



はっとり誠 無所属 47歳

逗子市議会議員(1期目)

基地対策特別委員会副委員長

教育民生常任委員会委員

議会運営委員会委員、議会報編集委員会委員

社会福祉士

防災士

2024年4~6月 活動報告

✓ 地域活動協力 174件

✓ ご相談 60件

✓ 4月令和6年第1回臨時会

✓ 6月令和6年第2回定例会

※政務活動費使途報告

活動通信作成 9,764円

書籍購入 14,040円

使用金額 計23,804円

残金 216,196円

能登半島地震支援報告

現地での支援活動を3回行つきました。
できる支援を行なながら、逗子での防災対策も現地での経験を活かし考えています。

1月29~31日 石川県七尾市支援

飲料水900㍑を現地に持つていき、避難所支援、個人宅片付けの活動をしました。



3月15~17日 石川県七尾市支援

災害ボランティア活動で発生する災害廃棄物処理のため災害廃棄物仮置き場のコーディネーターとして2日間活動してきました。毎日相当量の廃棄物が持ち込まれ、逗子においての事前準備の重要性を実感しました。



4月13~16日 石川県七尾市支援

災害ボランティアーズ調査員として2日間活動しました。被災された世帯を回り、お声を聞き、ボランティアーズを集め、ボランティア活動につなげました。



被災世帯のニーズ調査

● 議会報告 令和6年第1回臨時会 令和6年4月11日

- ・4月はじめの議会として、新たな議長が決まり、副議長、監査委員、総務常任委員、教育民生常任委員、基地対策特別委員が選任されました。
- ・指定放課後等デイサービス事業所海山時間の不正請求があり、議会運営委員会で調査特別委員会の設置が決定されました。議長・副議長・関係議員を除く議員が調査特別委員会委員に選任され、1回目の委員会が開催され方針が検討されました。

● 議会報告 令和6年第1回定例会 令和6年6月6日～6月20日

- ・逗子市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- ・令和6年度逗子市一般会計・国民健康保険事業特別会計・下水道事業会計補正予算について
- ・予算の繰り越し、報告事項、専決処分の承認について

など陳情を含む計13の議案が上程されました。4つの報告事項を除く、6つの議案が可決、3つの議案(陳情)が不了承となりました。

はつとりは、議決した6つの議案について妥当だと判断し、賛成いたしました。

また議員10名から指定放課後等デイサービス事業所海山時間の不正請求に関し刑事告訴を求める決議が提出され、賛成多数で議決されました。市長からは、本件はすでに神奈川県より処分等がなされている点、刑事告訴は更なる捜査が行われた場合に海山時間を利用して保護者に負担が見込まれる点から、市は刑事告訴をしないとの説明があり、その判断が妥当と考え、はつとりは決議に反対しました。

第2回定例会におけるはつとり誠の一般質問と答弁のまとめ

孤独・孤立対策推進法の対応について

Q、今年の4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法。孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支えあい人と人とのつながりが生まれる社会をどう逗子で作ることができるのか。ひとり暮らし高齢者の把握体制、福祉の人材育成、地域の受け皿づくりなど、今行っていることを、より多角的にアップデートできないか。

A、担当課を設け、従来から設置している会議に役割を付け加え、対応を進めていきたい。課題共有化をはかり、誰一人取り残さないような社会づくりを考えていきたい。

合理的配慮の提供義務化について

Q、障害者差別解消法が改正され、この4月1日から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化された。公共施設の対応や、市内により理解を広める方法について、福祉教育を広げる視点とあわせて、どう考えるか。

A、職員研修は実施している。市内公共施設への対応強化を促しながら、市内事業者並びに多くの市民に伝えていく方法については、逗子市障害者差別解消支援地域連絡会で検討をしていきたい。

大災害時の廃棄物処理について

Q、大災害が発生したのち、災害廃棄物の処理が大きな問題。逗子市において計画はあるものの、準備や訓練は進んでいない。具体的な準備と、他市町村で導入しているトイレトレーラーが逗子でも導入できないか。

A、初動対応マニュアルを急ぎ整備する。現業職員の研修も新たに実施したい。トイレトレーラーは今後の検討のひとつとしたい。

福祉避難所について

Q、大災害発生後に作られる予定の福祉避難所。逗子市では8か所が指定される予定。一方、その準備については、これから部分が多くある。いつ来るかわからない災害に備え、どのように準備ができるか。

A、準備は不十分。備蓄品の具体的な準備、現実的な対応の強化を早急に進めていきたい。

逗子を日本一の福祉の街にするために、引き続き邁進します。

ホームページ、Facebook、Twitterでも日々の報告掲載中です。